

規約改定箇所

	改定前	改定後
第 12 条	役員任期は 1 年とする。但し、再選を妨げない。	1. 役員任期は就任より 2 年とし、再選を妨げない。但し、3 年目以降の任期は 1 年とし、1 年毎の再選を要する。 2. 役員を 2 年以上務めた家庭においては、退任後その在任期間と同等の年数について、他の委員等への就任免除を要請できるものとする。
第 17 条(1)	総会は、年度初めより 2 ヶ月以内に開催する。	総会は、年度初めより 2 ヶ月以内に開催する。但し、社会情勢等により実施が困難である場合を除く。
第 24 条	学級委員は、各クラスより 1 名ずつ選出する。	学級委員は、各クラスより 1 名ずつ選出する。但し、ある一学年の編成が 1 クラスのみである場合は、1 クラスより 2 名以上選出する。
第 27 条	第 20 条に定める常任委員会の構成員は、各クラスより 1 名ずつ選出する。 但し、学級委員は、第 26 条に定める。 但し、3 学年から 6 学年に限り、学年・校外委員については、各クラス 1 名ずつ選出し、その他の委員については、各学年クラスを問わず、2 名ずつの選出をする。 任期は 1 年とし、再選を妨げない。 また、各常任委員会には、互選により委員長 1 名、副委員長 2 名（内 1 名は教職員）をおく。	第 20 条に定める常任委員会の構成員は、各クラスより 1 名ずつ選出する。 但し、ある一学年の編成が 1 クラスのみである場合は、1 クラスより 2 名以上選出する。 また、第 3 学年以降においては、学年委員を除く常任委員は、当該学年におけるクラス数と同数以上の委員を確保できる場合に限り、同一クラスより複数名の選出を認める。 任期は 1 年とし、再選を妨げない。 また、各常任委員会には、互選により委員長 1 名、副委員長 2 名（内 1 名は教職員）をおく。
細則 第 4 条	推薦委員会は、各役員候補（退任者を除く）を、規約第 6 条の会員の中より推薦し、総会の承認を受ける。	推薦委員会は、各役員候補を、規約第 6 条の会員の中より推薦し、総会の承認を受ける。